

令和4年度 第1回 徳島県障がい者自立支援協議会 議事録

1 日 時 令和4年8月4日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

2 実施形態 オンライン会議

3 出席者

委 員

森泉摩州子会長、堀本孝博副会長、大下直樹委員、川島成太委員、
久米川晃子委員、佐河勇氣委員、島義雄委員、高田逸雄委員

関係部局及び事務局

障がい福祉課4名、健康づくり課1名、精神保健福祉センター1名、発達障がい者総合支援センター1名、東部保健福祉局1名、南部総合県民局1名、西部総合県民局1名、特別支援教育課1名、障がい者相談支援センター3名

4 会次第

i 開 会

ii 挨拶 障がい福祉課長

iii 議 事

(1) 人材育成部会の状況について

(2) 地域自立支援協議会推進部会の状況について

(3) 地域課題について

(4) その他

iv 閉会

【配付資料】

資料1 人材育成部会報告

資料2 地域自立支援協議会 推進部会報告

5 議事内容

議事(1) 人材育成部会の状況について

(会長)

それでは、議事1の「人材育成部会の状況について」事務局から説明をお願いします。

※障がい者相談支援センターから資料1により説明。

(会長)

それでは、何かご質問やご意見等ございましたら、挙手をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。

それではサービス管理責任者等研修の更新研修等もあり事務局にはお手数をお掛けしますが、人材育成はすごく大切なことですので引き続きよろしくをお願いします。

議事（２）地域自立支援協議会推進部会の状況について

（会長）

それでは、議事２の「地域自立支援協議会推進部会の状況について」事務局から説明をお願いします。

※障がい者相談支援センターから資料２により説明。

（会長）

ありがとうございました。

本当に中身の充実した部会だったということが分かります。

これについて、部会長の委員さんから何か補足等ございましたら、お願いします。

（副会長）

事務局から、障がい者虐待防止への取り組みについて報告していただいたとおりです。

県や市町村においても、虐待の実態数については年間を通して出しているところではあります。

部会では、それだけでは不十分では無いのか、というのが議論の内容です。

我々の努めとしては、虐待を防止する、不幸にも発生した場面では、その内容、職員の管理とかストレスとか。やはり分析が行われなければ、再度の虐待案件を起こすのではないかということです。

報告書に書かせていただいたように、見える化、どういう背景があったのかというのをオープンに、当然、プライバシーの部分も含めてオープンにしてほしいという部分が論点です。

ある意味で、国が報告書を出しているのだから、県もそれに準じて出していればということではあります。

地域自立支援協議会推進部会の方でこれについて、全体会に報告しますということで、全体会の状況をもう一度持ち帰って、地域自立支援協議会推進部会に報告しますということをお返事しています。

手ぶらで地域自立支援協議会推進部会に帰るわけにはいきませんので、県から前向きなお返事をいただければということで、私からの補足とさせていただきます。

（会長）

ありがとうございました。

このことに関して、部会長のご意見に加えてご意見等ありましたらお願いします。

虐待のことに関して、他にご意見等ございましたら、挙手していただければ。

（委員）

確認ですが、虐待案件というのは施設従事者による虐待を指しているのか、養護者による虐待を指しているのか、全てを指しているという認識でよろしいか。

（副会長）

当然、施設従事者、企業、保護者の虐待案件についてです。

（委員）

ありがとうございます。

(会長)

県障がい福祉課からお願いします。

(障がい福祉課)

まず、副会長から、虐待の背景とか国と同じように公表できないかという事と、委員からは、虐待案件については施設従事者以外も含むのかというご質問をいただきましたので回答させていただきます。

まず、虐待については障害者虐待防止法において、養護者からの虐待、施設従事者等からの虐待、使用者からの虐待の3つがあります。

養護者からの虐待につきましては市町村の対応となっていて、どのように対応したのかということ、基本的には県に上がってこないような状態になっていて、県から公表できるようなものは、今の所は無いという状況になっています。

続きまして、使用者からの虐待につきましては、県や市町村、労働局で対応するようになっていますが、公表に関しましては労働局で毎年度公表させていただいているというかたちになっております。

次に、施設従事者等からの虐待についてですが、虐待の通報があった場合に、まず市町村が事実確認をしまして、県には虐待の認定があった場合に報告が上がってくるようになっています。報告があった後に障害者虐待防止法に基づき公表させていただいております。

公表事項となっておりますのが、法的に虐待があった場合に採った措置、障がい者施設の種別、障がい者施設従事者等の職種を特定されないように配慮しながら公表させていただいております。

副会長から、他に国のような状況を公表してほしいというご意見をいただきました。

厚生労働省で公表させていただいている全国の状況を取りまとめて、公表させていただいていますが、徳島県、県単位になってきますと、もちろん可能な範囲で、徳島県としても公表させていただいていますが、やはり件数が多い年、少ない年とまちまちとなってきます。その状況を特定されないというのが原則ですので、それに配慮しながら公表することに、今後努めて参りたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

国の方については、厚生労働省のホームページを見れば詳しい冊子も出ているので状況も分かりますし、市町村から虐待と認定されたものの数も出ています。

徳島県の市町村の数、県が国に報告した数も出てきているので、そのあたりで、地域自立支援協議会推進部会の委員さんの方たちは、あの案件はどうなったのか、案件自体というより何が虐待の原因として国に上がったのか、何がダメなのか、ヒヤリハットのリスク管理で何か職員に提供できないのかというのが、委員さん方のお考えなのかなと思います。

今の県の報告の中で、可能な限りということですが、何かご意見等ございますか。

地域自立支援協議会推進部会の方では、今の話を部会の方に持ち帰ってお話しされるということでしょうか。

(副会長)

可能な限り、当然プライバシーに配慮して公表していただけるという前向きな答えで

よろしいのでしょうか。確認なんです。

(会長)

いかがでしょうか。

可能な範囲ですので、色々配慮いたしますが、研修等々含めてですが、お話しいただけるということではよろしいですか。

(副会長)

私は障がいの分野なんですけど、高齢者の虐待の案件もあろうかと思うんです。

委員はその辺についても詳しいのではないかと思います。県の介護福祉になると思いますが、情報は持ちあわせていますか。

(委員)

高齢者虐待の対応については概ね変わらないですね。

厚生労働省が全県のもを公表して、件数とかは把握できるんですが、個別の案件については、なかなか見えてこないところがあるというのが実態です。

障がいと同じで、高齢者の福祉施設従事者等の虐待についてもどういった虐待が行われたか。例えば、経済的虐待とか心理的虐待とか、その辺の個別の件数や案件については、個別ではなく数字として上がってきているのが実態かなと。

平成18年に高齢者虐待防止法が施行されて、研究者レベルでは色々あるかも知れませんが掴めていないところ。

つまり、それを試金石にして、こうすればという所で職員の研修等に繋がるような、そんな所がまだ弱いままなのかなというところはありますが、会長その辺どうでしょうか。

(会長)

国の状況報告書を見ても、仰るとおり、どういう虐待だったかというのは表で何人と出ているので、それは本当に国の研修時に少し事例を紹介したりとか、意思決定支援の中でそれらしい事が触れられているくらいで、現場でそこが知りたいというところはなかなか難しいかなとは思っています。

(障がい福祉課)

副会長からご意見をいただきましたので、回答させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、障害者虐待防止法に基づき公表される事項を含め、特定されない範囲で今後も引続き検討して公表するよう努めて参りますので、引き続き検討させていただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。

地域自立支援協議会推進部会の方と協力し合って、どうすれば虐待防止になるか等、みんなで考えて行ければ良いかと思えます。

他に何かございませんか。

(委員)

先ほどの虐待のことですが、私も地域自立支援協議会推進部会に出ていますので、一言意見を言わせていただきたい。

現場で対応している職員は、本当に努力して一生懸命に利用者の方、ご家族の方のために支援をしている中で、こういったことが起きること自体が、非常に大きいストレス

だし、嫌な思いもするわけですね。

その時に思うのが、こういったことが次に起きてはいけないということを考えた時に、そこに対してどう努力していくのかというのが、たぶん求められることの一つだと思うんです。

そう考えた時に、その事をどこがやったとかはどうでも良い話であって、どういった事が起こって、それがどういう問題を引き起こしているのかということを、きちんと知ることが大事なことではないかというふうに思っています。

虐待については、現場の中でも、何が虐待で何が虐待でないのかという話が良くされます。これは、我々の相談支援と一緒に、ケースの積み重ねで事例をしっかりと検証検討していく中で、この時はこうだとかこういうケースはこういう事が考えられるよねというふうに、なっていくものだろうというふうに思うんです。

権利擁護というのは、そもそも目に見えない形、無味無臭のものに対して何がマルで何がバツなのかというのは、簡単に出るものでないことは分かっている以上、何かが起こった時にしっかりと考えて、やっていくことが、答を導き出す方向性の取り組みだと思っています。

そう考えれば、現場から見ればきちんとした情報を下ろしてもらって、地域の中でもしっかりと共有して、地域の中でそういったことが起こった時にも、こういうふうな情報を得ていたから、これはこういうふうに考えていかなければいけないという、手立てとか目当てになったりするのではないのかと思うわけです。

県の仰る、特定されないようにという前提はすごく分かるんですが。

特定されないことを前提に、どういったことが起こっているのかという事については、徳島県の中で障がい者の方の権利擁護を実践していくための一つの取り組みとして、あっても良いことなのではないのかなと思います。そうでないと、このままでは。

先日、虐待ではないのですがテレビ報道ありましたよね。懲戒免職という話題が出ましたが、ああいう形が一番見たくない事だし、それを誰も望んでいる訳ではない。地域はその中でそうならないために、なんとか頑張っている思いを持ってやっているので、その思いに伝えてもらうというよりは、その思いを知ってもらった上で、双方の中で何ができるのかという建設的な方向性を導き出せるように、是非、そういう意味での検討を進めていただきたいと思いますので、お願いします。

(会長)

ありがとうございます。仰るとおりだと思います。

リスクマネジメントを含めてだし、事を進めていく上でも何が起こっているかというのを分析するのは大事なことだと思います。

(委員)

障がいのある子どもを持つ親の立場として、虐待ということについてお話ししたいと思います。

障がいのある子どもは、人によりますが非常に頑固な面があるんです。ですから、職員さんにおいては、ある程度、この人はどういう対応をしたら良いんだろうとか。常日頃から、子どものことを良く見ていただいて、熱中している事について、これをして駄目だとか、頭から言われると急に怒りだしてパニックになる場合があるので、職員さんにおいては、この子はどういう時にどう対応したら良いのか、個々の障がい者の特

性と感情に対してどういうふうになっているかということを理解していただいたら、よろしいというふうに思います。

(会長)

ありがとうございます。

職員さんも、日々それに努めておられることだと思います。

本当に、ニュースにもたくさん出てきますので、なぜ、そんなことが起こるんだろうと感じるんですが。あつてはならないことが起こっているのが現実なので、そこはしっかり受けとめながら対応していけば良いかと思います。

今回、地域自立支援協議会推進部会の中では、触法行為の方で、なかなか、国の方では高齢者、障がい者の方が再犯が多いので定着支援センターとかを活用しながらとうたっているんですが、それでも地域等の理解がないと難しいということで支援体制についての報告があり意見交換があったということも大事な事だと思います。

今日は、新潟や山形でも大きな自然災害が起こっているので、自然災害が起こるということを前提に日頃から取り組むということも大事だと思いました。

資料2に関して他に何かございませんか。

それでは、引き続き地域自立支援協議会推進部会の方でご検討頂ければと思います。

議事（3）地域課題について

(会長)

続きまして、議事3の「地域課題について」です。

委員さんより、事前に「重度訪問介護の現状と実態について」意見交換をされたいとのご提案をいただいております。ご提案についてご説明をお願いいたします。

(委員)

重度訪問介護サービスについてということで、皆様方と共有できたらと。

地域自立支援協議会推進部会で意見共有してその後という格好での取り計らいが良かったのかもしれませんが、時期的に合わなかったのが、今回こういう形でお話しさせていただきます。

対象者は、重度身体障がいや常時寝たきりであるような方々、脳性麻痺をはじめ脊髄損傷ですとか、全身性疾患で神経難病ですとか、脊髄脳変性症ですとか、最近では医療的ケア者の方々も範疇に含まれています。

このサービスの利用計画の浸透とか当事者とか行政もそうですが、家族に対しての情報提供がなされるにあたって、稼働状況が右肩上がりが増えてきている状況があります。

そういう事に対して、ニーズは確かに増えてきているんですが、その増加に間に合わない。事業所のサービスの供給体制の方が少し問題になって来ているという現実があります。

県内で、そのサービス提供ができる事業所が絶対的に不足しているという状況で、これを補うために、香川県をはじめとする県外の事業所に依存、委託しているという現状、実状もあります。

なぜ、県内で事業所が増加していかないのか、着手できないかということを考えていくと、端的には報酬単価が安いからでないのかなということが窺えます。

拘束時間は非常に長いし深夜にも及ぶ、業務内容も身体介護を含めて多岐に渡る。

その割には単価が見合わない額になってるのではないかという声も聞かれます。

あと、人材確保、ヘルパーさんの求人を出しても、そういう労働条件なので、なかなか応募も思うようにいかないという、事業者の悩みもあります。

こういったニーズが事業所にうまく伝わっていないところもあるのかなど。

実際に地域ではニーズはあるけど、そのあたりの情報が伝わっていないので、やってみようかという所も少ないのもあるのかも分かりません。

いずれにしても、今日、ご参加の委員さんにも、そういう実態があるということをお知りおきいただいて、県としても事業者に向けてのアンケートの実施とか聞き取り等をして、何が原因で手が出せないのか、着手できないのか実態把握に努めてほしいということが一点。

その上で聞こえてくるとは思いますが、報酬単価が安い、このあたりを改善するために、そういうデータを基にエビデンスとして、国の方に働きかけができないかなと思っています。

県の方も指定事業所の認可時とか、事業者に向けての着手への機会を捉えて協力要請を引き続きしてほしい。

人材確保に向けては、ヘルパー研修とか事業所の育成に向けての支援を行うというハード面ソフト面、そういった支援を、早急な取り組みを行ってほしいなと思うところで。

もう一点付け加えると、医療的ケア児は児童ですから、この対象からは外れている。実態、希望と言いますか、親とか家族からすると介護負担の軽減に繋がる大きな社会資源の活用、一つのツールになるのではという強い希望があるので、その辺りの取り組みをお願いしたい。

徳島県だけの問題だけではないと思いますが、そういう実態があるということ伝えて、意識を共有したいということで、本日、お話しをさせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。

重度訪問介護については、徳島県に限らず、色々なところで取り組まれています、それぞれ県単費とか独自の費用を足しながら、負担してなされている所もあるかと思いますが、実態は委員さんが仰ったとおりにかと思えます。

患者さんに24時間介護が入っているニュースとか特集が出てくるので、実態は、仰るとおりこの単価だけではなされてなくて、実際には支援者の方の協力の下で地域で生活をされているのかなというのは、特集を見ながら思うところです。

委員さんが仰ったとおり、県の方にはニーズがあるのかという実態把握であったりとか、やっている中身に比べて報酬単価が低いということであれば、県だけではありませんので国の方にも働きかけていただきたいということと。事業所さんもニーズが分からないので事業に着手してないのではと言うご意見もありますので、この辺りも県の方で含めて周知していただければと思います。

この件についてご意見等ございませんか。情報共有して県の方にもお伝えしたのですが。その他、特に何かありましたらお願いします。

(委員)

少し前に戻って、恐縮なんですけど、触法行為者に対する対応について、社会福祉士会

が弁護士会と協定を結んでまして、障がいのある人で罪に問われた人に対する刑事弁護等の協力を何件も行っています。

その中でも障がいをお持ちで既にサービスに繋がっている方は、相談支援専門員の方にご協力いただきたい所がすごくあって、弁護士においてもそういった情報も弁護する場合においてすごく大事で、その方を執行猶予でなんとか地域でケアしていくのか、あるいは実刑に繋がらざるを得ないような、そういう状況がついこの前も執行猶予中の犯行という場合だったら非常に厳しい部分もあるんだけれども、短期でまた社会に出てきた場合の受け皿も準備していかなければいけない。

そういったときに、是非、相談支援事業所を含めて、障がいのある人達を支援する事業所とか連携を深めていくことができればいいなと常々思っております。

何人も受け入れていただいている施設もあつたりしますが、その辺の情報も相談支援専門員の方は皆さん忙しいので、確かにここに書かれているように限られた業務時間の中で限界があるということを仰っていますが、その辺の橋渡しはできますので。あるいは、まだ起訴されていない段階で介入するのもすごく大事な事です。

私に関わった知的障がいの方で弁護士と共同したんですが、起訴前に速やかに動くことによって検察に留まってもらって、次にしたらもう後はないんだけど、そういった形でしっかり地域で、今は福祉サービスを利用しながら生活を継続している方もいますので、そういった事での今後、連携というのはとてもありがたいなと思うので、是非繋がっていただけたらと思っています。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

委員さん関わっておられるので、是非、ご意見をお聞きしたかったところです。

日頃関わっている事業所さんもあるかと思いますが、そういう時はお互い協力し合っ、引き続き地域で生活できるような支援ができればと思います。

他にございませんか。

議事(4)その他

特になし

以 上